

## 第7回みんなでスポーツフェスタ運営委託概要

- 1 主 催 公益財団法人江東区健康スポーツ公社
  
- 2 実施日時 令和4年12月11日（日）  
午前10時～午後3時30分頃  
事前準備は前日午後1時より可能  
撤去作業は開催当日午後4時頃～（予定）
  
- 3 事業目的 パラリンピックレガシーの継承及び障害者スポーツへの理解促進事業として、広く区民の方々に世代や性別、障害の有無にかかわらずスポーツへの理解を深めていただくと共に、障害のある方がスポーツを楽しみ、健康増進・体力の向上を図る機会とする。
  
- 4 履行場所 江東区スポーツ会館 大体育室・柔道場・剣道場ほか  
(江東区北砂1-2-9)
  
- 5 対 象 区内在住・在勤・在学の方、及び区内特別支援学級、特別支援学校、通所作業所等を利用する方。  
※事前申込みが必要な種目は明記すること。
  
- 6 予算額 2,970,000円（税込）
  
- 7 事業内容 以下の項目について、内容、アスリート等について提案すること。  
(1) パラリンピアン等アスリート（指導者）によるデモンストレーション  
アスリート（指導者）によるデモンストレーション等を実施すること。アスリート（講師）の内容については、車いすバスケットボール以外を提案すること。  
経費については、本公社の支払う委託料の中から受託者が支払うこと。  
(2) 競技体験ブース  
障害のない方も、一緒に取り組める競技・展示を中心に3～4種目提案すること。  
競技は、初めての人も取り組みやすいものとする。経費については内訳（単価）を明示し、本公社の支払う委託料の中から受託者が支払うこと。

※誰でも参加できる状況を確認すること。

※参加者に、より多くのブースを回ってもらえるような仕掛けについても提案すること。

### (3) その他

上記(2)の中には、本公社「ボッチャ啓発・交流大会」の開催に向けてのアピール及び体験、並びに東京2020パラリンピック競技大会において開催された種目に関する実施内容を含むことが望ましい。

## 8 上記以外の委託内容

### (1) 会場のレイアウト

実施場所として、スポーツ会館大体育室・柔道場・剣道場を用意している各ブースを会場内のどこに配置するか提案すること。提案する競技種目により適切な養生等を行うこと。

### (2) 全体運営及びレイアウト

会場設営及び周知用ポスター(A2サイズ200枚)・パンフレット(A4サイズ4,000枚)、看板等の作成・設置・撤去、救護所の設置などイベント運営に必要な事項について実施することとし、全体のレイアウト案を提案すること。

なお、設営・撤去に係る資材の省資源化やリサイクルの推進など、環境に配慮した内容とすること。

### (3) 運営体制

本イベントを安全かつ円滑に運営するための実施体制について提案すること。

### (4) ゴミ等の処分

本イベント開催に伴い発生したゴミ等の処分をすること。経費については、本公社の支払う委託料の中から受託者が支払うこと。

### (5) 安全対策

本イベント開催中の会場及び会場周辺の安全対策及び感染症対策を講じること。

なお、震災(災害)対策についても提案すること。経費については、本公社の支払う委託料の中から受託者が支払うこと。

① 感染症対策を十分に講じると共に、スポーツ庁及び各競技団体で設定されているガイドラインに沿って安全な事業運営を行うこと。

② 施設が室場の利用人数制限をしている場合は、入場者数(別紙参照)を厳守すること。

参加者及び従事者は体調チェックシートを提出すること。チェックシートの書式は公社が提供する。なお、感染状況及びガイドラインに変更等が生じた時は、本公社と協議の上、決定。

③ 感染症対策に関わる消耗品・物品を各室場に用意すること。

(6) 看護師の配置

看護師は1名配置する。手配については本公社も協力する。経費については、本公社の支払う委託料の中から受託者が支払うこと。

(7) 手話通訳の配置

手話通訳は手配については本公社より手配し、経費については本公社が支払う。

(8) スタッフ、指導者の昼食

スタッフ、指導者等の昼食に関わる経費については、本公社の支払う委託料の中から受託者が支払うこと。但し、江東区スポーツ推進委員は除く。

(9) 参加者の参加賞

競技体験ブース問わず、全ての参加者に配れる同一の参加賞を提案すること。また、単価を明示すること。経費については、本公社の支払う委託料の中から受託者が支払うこと。

(10) イベント傷害保険

イベント傷害保険に加入すること。経費については、本公社の支払う委託料の中から受託者が支払うこと。

(11) 運営マニュアル、報告書の作成・提出

本イベント開催の3週間前までに、最終運営マニュアルを作成し提出すること。

また、イベント終了後1週間以内に報告書を提出すること。

(12) 協力団体等との契約及び支払いについて

協力団体及び受託者が手配する指導者等との契約は受託者が締結すること。一部の協力団体の手配については、本公社も協力する。また、その報酬・経費は本公社の支払う委託料の中から受託者が支払うこと。

(13) イベント協力スタッフへの謝金について

競技種目で江東区スポーツ推進委員会の協力を得られる。また、江東区で活動し本公社で把握している障害者スポーツ指導員の資格を持つ区民ボランティアの協力を得ることができる。手配については本公社も協力する。経費については、本公社の支払う委託料の中から受託者が支払うこと。

(14) その他

① 参加者がスポーツに対して興味を抱くような展示物等について、企画があれば提案すること。なお、この項目については提案がなくとも不利益には扱わないが、良い提案があった場合は評価の対象とする。

② 運営等に従事するスタッフが一目見てスタッフと識別できるよう検討し、提案する

こと。江東区スポーツ推進委員会についてはユニフォームがあるため識別するものは不要。

③ 参加者の事前申し込み等に係る事務は、本公社が運営する。

## 9 イベント中止時の費用負担

本業務委託期間において、イベントが中止となった場合、本公社は以下の基準に基づき発生した費用を負担するものとする。その場合、必要に応じて関係する証憑の提出を求めることができる。

### (1) 費用負担

企画・運営全般にかかる企画費のうち、イベント中止時点までに発生した打ち合わせ・企画立案・企画書作成等にかかる費用について、本公社は全額を負担する。なお、イベント中止以降発生が想定されていた部分について、本公社は負担しない。

### (2) 人件費

イベント運営にかかる人件費について、本公社はイベント中止時点での日割り相当額を負担する。なお、イベント中止以降発生が想定されていた人件費について、本公社は負担しない。

### (3) 消耗品・資機材

イベントに必要な消耗品・資機材のうち、受託者が第三者から購入あるいは借り受けるものについて、イベント中止時点において発注済みの部分に対して本公社は必要額を負担する。発注前後を問わず無償での取り消しが可能な部分について、本公社は負担しない。受託者が従来から所有している物品等については対象外とする。

### (4) 制作物の費用について

制作物（マニュアル・イベント装飾等）の制作費について、初稿等の成果品完成時点で本公社は全額を負担する。成果品完成前においては、制作費の日割り相当額を負担する。

### (5) スタッフ（アルバイト・人材派遣等）の人件費

イベント前日、当日等において受託者が本イベントのために確保するスタッフ（アルバイト・人材派遣等）の人件費については、下記に基づき、本公社が負担する。従前から受託者が雇用しているスタッフについては負担しない。

|            |      |
|------------|------|
| 60 日前      | 0%   |
| 59 日～30 日前 | 50%  |
| 29 日～当日    | 100% |

(6) その他

上記(1)から(5)以外に発生する費用について、日割り計算が可能なものは日割り相当額を、日割り計算が困難なものについては、契約書・明細書等根拠を示したうえで、実費相当額を本会社が負担する。

**10 その他**

(1) 受託者は、個人情報の取り扱いについては、「個人情報の取り扱いに関する特記条項」の通りとする。

(2) 業務は本会社と協議の上、実施すること。イベントの進行に関連する事項については、受託者が関係者と調整すること。

(3) 本業務の契約締結に際し、企画案の一部または全部について、本会社と受託者双方の協議により、修正・変更ができるものとする。

(4) 契約時には別途仕様書を作成する。契約において定めのない事項については、本会社及び受託者の協議により決定する。

(5) イベントで使用する備品については、本会社と協議の上、本会社備品等を使用することができる。なお、移動に伴う経費は本会社の支払う委託料の中から受託者が支払うこと。

(6) 本業務の履行に当たり、受託者の責めに帰すべき事由により本会社又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。